

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

令和6年6月1日 現在

## I 入院基本料について

当院東4病棟、南4病棟では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。当院東4病棟、南4病棟を除く全ての病棟では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

## II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

## III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## IV 当院は近畿厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1) 入院時食事療養 (I) を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供しております (食堂加算を含む)。

2) 施設基準等に係る届出

入院基本料	◆急性期一般入院料5 ◆結核病棟入院基本料 (7対1) ◆障害者施設等入院基本料 (7対1)
入院基本料等加算	◆診療録管理体制加算1 ◆急性期看護補助体制加算 (2.5対1) ◆看護補助体制充実加算2 ◆特殊疾患入院施設管理加算 ◆療養環境加算 ◆重症者等療養環境特別加算 ◆強度行動障害入院医療管理加算 ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療安全対策加算1 ◆医療安全対策地域連携加算1 ◆感染対策向上加算1 ◆指導強化加算 ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ◆後発医薬品使用体制加算1 ◆病棟薬剤業務実施加算1 ◆データ提出加算2,4 ◆入院退院支援加算2 ◆認知症ケア加算1 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
医学管理料	◆糖尿病合併症管理料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆糖尿病透析予防指導管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料1,3 ◆外来腫瘍化学療法診療料1 ◆ニコチン依存症管理料 ◆療養・就労両立支援指導料相談支援加算 ◆がん治療連携計画策定料 ◆薬剤管理指導料 ◆医療機器安全管理料1
在宅医療	◆在宅療養後方支援病院 ◆持続血糖測定器加算
検査	◆検体検査管理加算 (II), (IV) ◆ヘッドアップティルト試験 ◆皮下連続式グルコース測定 ◆神経学的検査 ◆時間内歩行試験
画像診断	◆CT撮影 (16列以上64列未満) ◆MRI撮影 (1.5テスラ以上3テスラ未満) 投薬 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
注射	◆無菌製剤処置料 ◆外来化学療法加算1 リハビリテーション ◆脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) ◆運動器リハビリテーション料 (I) ◆呼吸器リハビリテーション料 (I) ◆障害児 (者) リハビリテーション料
手術	◆輸血管管理料II ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ◆胃瘻造設術 (50件未満) ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
麻酔	◆麻酔管理料 (I) 歯冠修復及び欠損補綴 (歯科) ◆CAD/CAM冠 ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
その他	◆外来・在宅ベースアップ評価料 (I) ◆入院ベースアップ評価料45

## V 特別の療養環境 (個室) について

●区分: 特別室A 1日の使用料 (税込) 8,800円 病床数 6床	●南4病棟: 410号、411号 ●東4病棟: 430号、431号 ●南5病棟: 510号、511号
●区分: 特別室B 1日の使用料 (税込) 6,600円 病床数32床	●南2病棟: 211号、212号、213号、214号、219号 ●南3病棟: 311号、312号、313号、314号、319号 ●東3病棟: 331号、332号、333号、334号、339号 ●南4病棟: 412号、413号、414号、415号、419号 ●東4病棟: 432号、433号、434号、435号、439号 ●南5病棟: 512号、513号、514号、515号、519号、532号、533号
●区分: 特別室C 1日の使用料 (税込) 5,500円 病床数 5床	●南2病棟: 220号 ●南3病棟: 320号 ●東3病棟: 340号 ●東4病棟: 440号 ●南5病棟: 520号
●区分: 特別室D 1日の使用料 (税込) 3,300円 病床数 1床	●南5病棟: 504号

## VI その他保険外負担に係る費用について

セカンドオピニオン料 (30分以内)	1件 11,000円 (税込)	就職・就学等の診断書	1通 2,200円 (税込)	診断書・意見書	1通 4,400円 (税込)
セカンドオピニオン追加料 (30分超30分毎)	1件 5,500円 (税込)	各種免許申請時の診断書	1通 2,200円 (税込)	自動車損害賠償責任保険診断書	1通 5,500円 (税込)
医師面談料 (30分につき)	1回 11,000円 (税込)	厚生年金等年金関係診断書	1通 5,500円 (税込)	自動車損害賠償責任保険明細書	1通 5,500円 (税込)
死後処置料	1回 5,500円 (税込)	障害福祉年金廃止認定診断書	1通 5,500円 (税込)	入院 (退院) 証明書	1通 3,300円 (税込)
海外渡航PCR検査 (結果証明書1通含む)	1回 22,000円 (税込)	身体障害者診断書	1通 5,500円 (税込)	通院証明書	1通 3,300円 (税込)
死亡診断書 (死亡検案書)	1通 3,300円 (税込)	傷害保険後遺障害診断書	1通 5,500円 (税込)	医療費支払証明書	1通 2,200円 (税込)
健康診断書	1通 3,300円 (税込)	生命保険診断書	1通 5,500円 (税込)	見舞金・祝金証明書	1通 2,200円 (税込)
臨床調査個人票 (特定疾患・新規)	1通 5,500円 (税込)	裁判所用診断書	1通 4,400円 (税込)	おむつ使用証明書	1通 1,100円 (税込)
臨床調査個人票 (特定疾患・継続)	1通 4,400円 (税込)	銃砲刀剣類所持申請診断書	1通 4,400円 (税込)	その他の証明書	1通 2,200円 (税込)
更生・育成医療申請診断書 (新規)	1通 3,300円 (税込)	成年後見人用診断書	1通 4,400円 (税込)		
休業・休学・欠席等の診断書	1通 2,200円 (税込)	恩給法に基づく診断書	1通 3,300円 (税込)		

## VII 初診に係る費用の徴収について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した場合については初診に係る費用として7,000円を徴収することになります。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、自己の選択に係るものとして、初診料を算定する初診に相当する療養部分についてその費用を徴収することができるものと定められたものです。

## VIII 特掲診療料の施設基準 (手術) に係る院内掲示

当院では、下記のとおりのおりの手術症例数があります。(期間: 令和5年1月~令和5年12月)

区分	手術名	件数	区分	手術名	件数	区分	手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0	3	ア 上顎骨形成術等	0	その他	ア 人工関節置換術	13
	イ 黄斑下手術等	0		イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0		イ 先天性食道閉鎖症根治手術	0
	ウ 鼓室形成手術等	0		ウ パセドウ甲状腺全摘 (亜全摘) 術 (両葉)	0		ウ ベースメーカ移植術及びベースメーカ交換術	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	2		エ 母指化手術等	0		エ 冠動脈、大動脈パルス移植術 (人工心臓を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0		オ 内反足手術等	0		オ 経皮的冠動脈形成術	0
2	ア 靭帯断裂形成手術等	1	カ 食道切除再建術等	0	オ	経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0	
	イ 水頭症手術等	0	キ 同種死体腎移植術等	0				
	ウ 涙嚢鼻腔吻合術等	0	4 区分4に分類される手術	35				
	エ 尿道下裂形成手術等	0						
	オ 角膜移植術	0						
	カ 肝切除術等	0						
キ 子宮付属器悪性腫瘍手術等	0							

# 指定医療等

【1】 健康保険法 (大正11年法律第70号) による指定を受けた保険医療機関である。
【2】 労働者災害補償保険法施行規則 (昭和30年労働省令第22号) による指定を受けた労災保険指定病院である。
【3】 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による指定を受けた生活保護法指定医療機関である。
【4】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) による指定を受けた第二種感染症指定医療機関 (結核病床を有する指定医療機関) である。
【5】 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) による指定を受けた戦傷病者特別援護法指定病院である。
【6】 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) による指定を受けた指定医療機関又は被爆者一般疾病医療機関である。
【7】 障害者総合支援法 (平成17年法律第123号) による指定を受けた指定自立支援医療機関である。
【8】 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第14号第1項の規定による指定医療機関である。
【9】 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第19条の9第1項の規定による指定医療機関である。
【10】 障害者総合支援法 (平成17年法律第123号) 第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者 (療養介護・短期入所) である。
【11】 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の2の2第3項による指定を受けた指定発達支援医療機関である。